



平成 28 年 12 月 9 日

各 位

会 社 名 カルソニックカンセイ株式会社
代表者名 代表取締役社長 森谷 弘史
(コード：7248、東証第 1 部)
問合せ先 グローバルファイナンス本部
財務戦略企画グループ部長 秋山 豊彦
TEL. (048) 660-2111

定款の一部変更、並びに資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更、並びに資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少について平成 29 年 1 月 25 日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 定款の一部変更

1. 定款変更の目的

当社は、平成 28 年 11 月 22 日付「CK ホールディングス株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」においてお知らせしましたとおり、CK ホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、公開買付者からの提案を踏まえて、本公開買付けの開始日（以下「本公開買付け開始日」といいます。）よりも前の日を基準日として設定した上で、本公開買付けの成立を条件として、剰余金の配当（以下「本特別配当」といいます。）を行うことを予定しております。

公開買付者は、平成 29 年 2 月下旬には本公開買付けの開始を目指しているとのことですが、本日時点においては、本公開買付け開始日は確定しておりません。また、本日時点においては、本特別配当における 1 株当たりの配当金額は 570 円程度（但し、570 円を上限額とします。）を予定しておりますが、最終的な配当金額は、後記 II. の資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少の手續、当社の臨時決算（平成 28 年 12 月 31 日を臨時決算日とする臨時計算書類の作成・承認）の手續その他配当可能額の算定・確認等を踏まえて確定することとなります。

上記のとおり、本特別配当の実施時期及び本特別配当における 1 株当たりの配当金額を最終的に確定することができないため、本特別配当の実施時期及び本特別配当における 1 株当たりの配当金額について柔軟かつ機動的に決定することができるよう、会社法第 459 条第 1 項に基づき、剰余金の配当等の決定機関を当社の株主総会から取締役会に変更するため、当該変更に必要な規定の新設、並びにかかる規定の新設により一部内容が重複することになる現行定款第 7 条（自己の株式の取得）及び同第 38 条（中間配当）を削除し、これらの変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(自己の株式の取得)</u></p> <p>第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第8条～第36条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第7条～第35条 (現行どおり)</p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p>第36条 当社は、<u>剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p>
<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第37条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第37条① 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>② <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p>③ <u>当社は、前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p><u>(中間配当)</u></p> <p>第38条 当社は、<u>取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うものとする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第39条 (条文省略)</p>	<p>第38条 (現行どおり)</p>

3. 日程 (予定)

定款変更のための株主総会開催日 平成29年1月25日

定款変更の効力発生日 平成29年1月25日

II. 資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少

1. 資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少の目的

当社は、本特別配当を行うために必要な分配可能額を確保するため、会社法第447条第1項及び第448条第1項に基づき、資本金、資本準備金及び利益準備金を取り崩し、減少する資本金及び資本準備金の全額をその他資本剰余金に、また、減少する利益準備金の全額を繰越利益剰余金にそれぞれ振り替えることといたしました。

なお、当該資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少は、①前記「I. 定款の一部変更」に基

づく定款変更が本臨時株主総会において原案のとおり承認可決されること、及び②資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少の効力発生日までに（前記「I. 定款の一部変更」による変更後の当社定款に基づき）本特別配当に係る取締役会決議がなされており、かかる決議が上記効力発生日時点において有効に維持されていることを条件として効力が生じるものとします。

2. 資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少の要項

(1) 減少すべき資本金の額

資本金の額 41,456,240,645 円のうち 39,856,240,645 円を減少し、1,600,000,000 円といたします。

(2) 減少すべき資本準備金の額

資本準備金の額 59,638,172,926 円のうち 59,638,172,926 円を減少し、0 円といたします。

(3) 減少すべき利益準備金の額

利益準備金の額 4,438,219,046 円のうち 4,038,219,046 円を減少し、400,000,000 円といたします。

(4) 資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少の方法

資本金及び資本準備金減少額の全額をその他資本剰余金に、利益準備金減少額の全額を繰越利益剰余金に振り替えることといたします。

3. 資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少の日程

- | | |
|-----------------|-------------------------|
| (1) 取締役会決議日 | 平成 28 年 12 月 9 日 |
| (2) 株主総会基準日 | 平成 28 年 12 月 9 日 |
| (3) 債権者異議申述最終期日 | 平成 29 年 1 月 12 日（予定） |
| (4) 臨時株主総会決議日 | 平成 29 年 1 月 25 日（予定） |
| (5) 効力発生日 | 平成 29 年 3 月 29 日（予定）（注） |

（注）本日時点で、資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少の効力発生日は平成 29 年 3 月 29 日を予定しておりますが、本特別配当は本公開買付けの成立を条件としていることから、当該効力発生日に本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「本公開買付期間」といいます。）が満了していない場合には、当社は、会社法第 449 条第 7 項に基づき、当該効力発生日を本公開買付期間満了後の日に変更する予定です。

4. 今後の見通し

本件は「純資産の部」における勘定組み換えであり、当社の純資産の額に変動はありませんが、当社は、上記のとおり、本特別配当を行うために必要な分配可能額を確保するために上記資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少を行うものであり、本公開買付けが成立した場合には、上記資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少により増加したその他資本剰余金及び繰越利益剰余金を原資の一部として本特別配当を行うことを予定しております。

なお、上記内容につきましては、平成 29 年 1 月 25 日開催予定の本臨時株主総会において、承認可決されることを条件といたします。

以上